

1. 法律相談

定額 1万円（税別）

※生活保護を受けている方、債務整理、経済的困窮者からの相談は無料とする。

2. 内容証明郵便作成

5万円から10万円（税別）

※但し、交渉を伴う場合は以下の3、4を適用する。

3. 民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件及びそれらの事件の示談・和解の交渉

※割合（%）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件を提起する場合は、いずれも、着手金の最低額は**30万円**（1～2回の審理の見込）または**50万円**（3～5回の審理の見込）とする。

※手形・小切手訴訟事件も以上に準じて算定する。

4. 契約締結交渉事件・督促手続事件

※割合（%）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円	2%+6万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円を超える場合	0.3%+78万円	0.6%+156万円

※いずれも、着手金の最低額は**6万円**とする。